

令和7年度次世代平和人材育成促進業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度次世代平和人材育成促進業務

2 実施概要

(1) 事業目的

県民の平和意識の高揚を目的として実施する県内学校等への被爆体験講話者派遣事業（以下「被爆講話事業」という。）における講話受講者等を対象に、平和に関するワークショップ等を実施し、次代を担う平和人材の育成を図る。

また、教職員の平和教育の資質の向上を目的とし、県内小中学校教職員を対象に教職員向け平和教育セミナーを実施する。

(2) 実施方法

被爆講話事業（長崎市を除く県内市町、県内小中高校、県内大学で実施）等と日程等を調整のうえ、各学校等（学校以外も有り）で平和に関するワークショップ等を実施する。なお、ワークショップは現地で行うものとするが、学校等が希望した場合は、被爆講話事業をオンラインで実施する場合があるため、座学はオンラインでの対応を可能とすること。

また、県内小中学校教職員を対象に教職員向け平和教育セミナーを実施する。

3. 委託業務

(1) 実施回数予定等（スケジュールは別途県から提示）

項目 ※1	地区 ※2	回数 (回)	実施時期 ※3
ワークショップ及び座学 (計6回)	C地区（県北・島原地域）	3	主に 6～7月の平日
	E地区（諫早・大村地域）	2	
	長崎市内	1	9～11月の休日
ワークショップのみ (計8回)	A地区（壱岐・対馬地域） ※実地開催	1	主に 6～7月の平日
	C地区（県北・島原地域）	3	
	D地区（西彼地域）	2	
	E地区（諫早・大村地域）	1	
	長崎市内	1	9～11月の休日
座学のみ (計4回)	A地区（壱岐・対馬地域） ※オンライン開催	1	主に 6～7月の平日
	C地区（県北・島原地域）	2	
	D地区（西彼地域）	1	
教職員向け平和教育セミナー（計2回）	E地区（諫早・大村地域） 又はオンライン開催	2	主に 6～8月の平日

※1・・・各項目の回数に変更となる場合は契約変更を行う。

※2・・・地区ごとの実施回数変動する場合は契約変更を行う。

※3・・・実施時期は予定のため変動もあるため、可能な限り対応すること。

(2) ワークショップ

- これまでの被爆講話事業で講話を聴講するのみであった受講生等に、受講生等同士での意見交換や発表などを行うことで、より平和に対する意識を高め、核兵器問題を自分事として捉えることを促し、次なる平和活動に導くような平和に関するワークショップ（約1.5～2時間）とすること。

- ・企画提案時には、二つ以上のテーマで提案するものとし、そのうち一つは、「核兵器と持続可能性の関係性」をテーマとしたワークショップとすること。また、当該ワークショップ資料は、県においても使用（又は準用）できるものとし、関係データを県に提供すること。なお、県が当該データを使用する場合は、受託者に連絡のうえ使用するものとし、その際データを加工する場合があること。
- ・各テーマについては、小学5年生から中学1年生程度を対象とした基礎編と中学2年生から高校生程度を対象とした応用編の二編を用意し、講話内で使用される用語、事例、進捗スピードを対象の学年に合わせた内容とすること。

(3) 座学

- ・希望する学校等に対し、被爆講話事業の前後等に、受講者がよりリアルに原爆の悲惨さや核兵器の非人道性を感じられるよう、被爆前の日常や被爆後の惨状などに関する内容、戦争に至る歴史的背景等に関する内容、または被爆・終戦から現在までの被爆者の訴えと核兵器廃絶の歩みに関する内容等の座学（約0.5～1時間）を行うこと。なお、講話内で使用される用語、事例、進捗スピードを対象の学年に合わせること。

(4) 教職員向け平和教育セミナー

- ・平和に関するワークショップを実施する県内小中学校の教職員を対象に、以下の3項目について、事前に認識を深める内容の平和教育セミナー（約1～1.5時間）を行うこと。
 - ①原爆被爆や核兵器、戦争の実相について
 - ②平和教育に関する要領、授業について
 - ③被爆体験講話、座学、ワークショップの情報提供
- ・若手教職員等を対象に、被爆講話事業の前後等に、上記（3）座学の内容に基づいた原爆被爆や戦争の実相に対する認識を深める平和教育セミナー（約0.5～1時間）を行うこと。

(5) その他

- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、県担当者または学校担当者と緊密に連絡調整を図ること。
- ・講師等の交通費、宿泊代、食事代、ワークショップ等に必要な消耗品等、この業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とすること。
- ・契約締結後、県と受託者で実施日程等の調整を行う。
- ・受託者は、委託業務完了後、報告書（紙媒体1部及び電子データ）を提出すること。

4. 契約期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）

5. 履行場所 本県が別途指定する場所

6. 契約形態 契約形態は委託契約（請負型）とする

7. 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、事業者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た一切の事項について、業務中はもとより、業務完了後もこれを第三者に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年 7 月 12 日長崎県条例第 38 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

9. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を当該著作物の引き渡しの時に県に無償で譲渡すること。

10. その他

(1) 契約内容に変更が生じた場合は長崎県と調整のうえ、契約の変更を行うこと。

(2) 仕様書に沿った実施がなされていない等、受託者側の不適切な対応が原因により、本事業の運営に重大な支障が生じると長崎県が判断した場合には、受託者の責任において速やかに改善を図ること。また、改善が認められない場合には、契約の一部又は全部を解除し、損害賠償を請求することもあり得るので留意すること。なお、このために必要な追加経費は、長崎県は一切負担しない。